

2025年版

# 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

## －アフリカ編－

(2024年11月～2025年2月実施)

2025年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

# 目次

## 9. アフリカ地域

アルジェリア.....	1	ガンビア .....	12	チュニジア.....	21
アンゴラ .....	2	ギニア .....	13	ナイジェリア .....	22
ウガンダ .....	3	ケニア .....	14	ブルキナファソ.....	24
エジプト .....	4	コートジボワール.....	15	ベナン.....	25
エチオピア .....	8	コンゴ民主共和国 .....	16	マダガスカル .....	26
ガーナ .....	9	ザンビア .....	17	南アフリカ.....	27
ガボン .....	10	セネガル .....	18	モザンビーク.....	32
カメルーン .....	11	タンザニア .....	19	モロッコ.....	33

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	時計協	在日アルジェリア大使館の認証手続きの処理遅延	・委任状等の大使館認証が必要な書類について都度問題点を指摘し、認証手続きを進めてくれない。	継続	・認証手続きの適正処理。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨規制下における外貨使用申請手続の不透明性	・厳しい外貨規制が敷かれているのは理解するが、公官庁入札において仮に落札に至ったとしても、機械購入に向けた外貨使用について、入札/購入に外貨の使用可否/割当/使用申請進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	継続	・外貨割当申請手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにして頂きたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	入国審査での賄賂要求	・出入国時、空港で複数回の賄賂要求が有り。荷物検査も複数回を経る必要が有り、その都度、執拗に金品提供を要求される。断れば最悪、長時間の待機を余儀なくされて飛行機の便に間に合わなくなると言ったりスクと隣り合わせ。	継続	・取り締まりを強化して頂きたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のペナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政の杜撰なデータ管理	・社会保障制度を管轄するInstituto Nacional de Segurança Social (INSS)より、2024年6月、2011年以降の社会保険が支払済であることを証明する証票の提示を求められた。INSSにおいて、過去データを保管するシステム整備が杜撰であり、過去の支払いデータが残っていないことに起因する依頼であった。当社としては、不払い分はないとの認識のもと、2024年度までの支払履行の銀行との再確認、社内に保管している証票書類の整備、INSSへの提出、問い合わせ対応等に5カ月以上も費やしており、ようやくINSS側での最終確認作業中。	新規	・行政側の過去データ整備不良を、受益者側の莫大な時間と労力で解決しようとする行政システムの改善。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	印刷機械	適合証明書取得の不明確	・アフリカ向けの輸出には国により適合証明書（COC：Certificate of Conformity）の証明がINTERTEK社、SGS社などを通し、必要となる。機械のテストレポートなど出荷直前に依頼を受け、準備する必要があり、受注時に要不要の判断を代理店に依頼するも信ぴょう性に欠ける。どういふケースで必ず必要になるのか判断基準が分からない。	継続		
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	税関の水際対策の不十分	・現地当局による摘発が行なわれ一定の効果は見られるものの、市場では模倣品が堂々と売られ、また大量の模倣品を保管・取引する模倣品業者が後を絶たない。これら模倣品の大部分は国内生産ではなく国外から輸入されたものであると考えられる。	継続	・税関登録制度の設置等、税関が水際で模倣品を差止める制度の導入や、模倣品の輸入差し止めの強化をして頂きたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参加において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	出資比率規制	・輸入法の規定により、輸入を行うエジプト企業の51%超をエジプト企業が保有しなければならない点。外資100%出資の企業が設立できず、本邦商社の現地法人（商社）設立の阻害要因となっている。	継続	・エジプト企業の出資比率規制（51%）の撤廃。	・エジプト輸入法(Law NO.121/1982)第2条
2	日機輸	出資比率規制	・改正会社法上、1社株主での新会社設立は認められたが、当該企業が100%子会社を新たに設立することが出来ない点。	継続	・1社株主での新会社設立における禁止事項の緩和。(特に1社株主会社が100%子会社を設立することを禁止する項目)。	・エジプト会社法 (Law No.4/2018) 第129条 Bis"2"
3	自動部品	投資インセンティブの支払遅れ	・フリーゾーンの進出に伴う輸出奨励金の支払遅れ。	新規	・インセンティブの速やかな支払い。	・投資法 ・改正投資法
4	日機輸	3年以内の会社或いは支店の設立要求	・2018年11月21日に発布され、同日発行した投資庁（GAFI）のDecree No. 742/2018において、外国企業の駐在員事務所は三年以内に会社或いは支店の設立が求められており、設立出来ない場合は相応の理由を説明する義務が課せられた。場合によっては駐在員事務所ライセンス剥奪の可能性がある。	継続	・新Decree上でのライセンス剥奪する場合の具体的な基準の制定或いはDecreeそのものの廃止。	・エジプト投資庁 Decree No. 742/2018
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	突然の関税率変更、運用の不透明	・税関による関税率変更が施行期間なく実施されるため、変更の都度、新関税率への対応と当局とのネゴシエーションを行う必要がある。2018年、現地生産テレビのSKD（Semi Knock Down）パーツ関税が突然の変更となり、CKD（Complete Knock Down）への対応をせざるを得ない状況になった。 同国産業省は、2022年1月より、CKD向け輸入パーツに対する関税率の新ルールを適用開始した。今回の変更について政府からの正式な発表はなく、2021年6月に同変更が弊社ビジネスパートナーに通知された。関税の優遇を受けるには、商品に現地生産によるパーツを40%以上含む必要があり、その条件に満たない場合は、輸入CKDパーツに対して、高い関税率が課せられる（例：TVは40%、洗濯機・冷蔵庫の場合は60%）。	継続	・関税率変更の際に十分な施行期間を設けるようにして欲しい。	
2	日鉄連	セーフガード措置	・2019年4月2日付のWTO通報によると、通商産業省が3月31日付で半製品及び鉄筋棒鋼に対するセーフガード調査を行う旨、公示。(調査は2019年3月28日から開始) 提訴者：エジプト鉄鋼業界（詳細不明）。 対象HSコード：7207、7213、7214に含まれる。 -2019年4月12日付のWTO通報によると、通商産業省が4月15日から暫定措置を施行することを決定した。暫定税は7207類にCIF価格の最大15%、7213/7214類にCIF価格の25%としている。 -2019年10月11日付のWTO通報によると、調査の結果、10月12日から3年間(暫定措置を含む)セーフガード税を課することが決定された。 【賦課税率】 -7207類：1年目16%、2年目13%、3年目10% -7213/7214類：1年目25%、2年目21%、3年目17%	継続	・措置撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
4	日機輸	日エジプトFTAの未締結	・エジプトは複数の地域、国とのFTAを締結（EU、トルコ、COMESA、AGADIR等）し、当該国からの輸入に就いては輸入税が免除あるいは軽減されている。 一方、日本とはFTAが存在せず、輸入関税が付加される日本製品が不利となっている。	継続	・FTAの締結。	
5	日鉄連	輸入ライセンス制	・2016年1月16日、エジプト貿易・産業省は外国の工場および企業が、同省令指定に該当する品目をエジプト向けに輸出する場合、同工場・企業をエジプト輸出入管理公団に事前に登録することを義務付ける旨、公布。（HS72.13/72.14/72.15） 2016年3月16日、施行。	継続		・2016年43号省令
6	日機輸	輸出入規制	・輸出入管理公団（GOEIC：General Organization for Export and Import Control）に新工場登録を要求されており、当社はこの登録が完了するまで、輸入を制限される。登録には文書提出後、通産省からの承認を得るまで、約2ヶ月（→4カ月）間待機しなければならない。 GOEICでの工場登録手続は1ヶ月間と短縮したが、さらなる改善を求める。	継続	・新規制の適用基準と手続きの明確化を図って欲しい。 ・また、通産省においては、承認権限の委託を通じて承認に要する期間を短縮して欲しい。	
7	時計協	ISO未取得工場の製品への輸入不可	・ISOを取得していない工場の製品をエジプトに出荷（販売）出来ない。（エジプトだけが輸入を規制している。他国はこの規制がない） 一方で、ISOを取得している工場の製品であっても、この規制があることで輸出手続きが煩雑で非常に手間を要しているため、規制そのものを撤廃したい。	継続	・輸入時にISOを取得していない工場の製品は輸入できない規制を撤廃して欲しい。	・Al-Wakave Al-Mesreva / Government Bulletin -Issue No.12 (Supplement) Dated 16 January 2016
8	日機輸	輸出国により異なる出荷前検査会社	・エジプト政府により指定された出荷前検査会社が輸出国によって異なる。当社にとっては、多くの会社と取引を行わなくてはならなくなる。	継続	・出荷前検査が必要とされる国は世界的には極少数。このような規制を廃止するよう当該国と交渉して欲しい。	
9	日機輸	放射線検査義務	・2011年の東日本大震災以後、日本からの全輸入品への放射線検査が義務付けられている。当該検査対応に1-2日の待機期間を有している。	継続	・Request to abolish the radiation testing. ・放射線検査を廃止して欲しい。	
10	日機輸	商標等の税関検査の不在	・ブランドを付したパーツの税関による検査がない。エジプトの現地生産の許可を得ている輸入者がドバイにて有名ブランドの商品を購入しドバイにて分解、パーツとして輸出し、完成品に対する高関税を回避している。さらに、当該輸入者は、内部パーツの一部（モータ等）を粗悪なものに変更した上で、エジプト国内で組み立てた後、日本製やマレーシア製を騙り販売を実施している。この結果、当社は不当に安く、粗悪な流入品に対して対応を迫られることになっている。	継続	・ブランドが付された部品の輸入にあたり、ブランドオーナーの承諾を必要とするよう手続きを改定して欲しい。	
4. 為替管理・金融						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	外貨不足による輸入取引への影響継続	・2022年3月以降顕在・顕著化した深刻な外貨不足は、2024年3月のアブダビADQ/IMF/EU/世銀等からの金融支援により鎮静化傾向にはあるが、市中銀行に供給される外貨は十分とは言えず、未だに食品・医薬品含む輸入取引への悪影響は解消できていない。このため、客先が取引先銀行経由でのL/C開設が出来ない、長期を要す事例が未だ散見されている状況。	継続	・事態の早期鎮静化を望む。	
6. 雇用						
1	自動部品	賃金上昇率	・既存の進出他国と比較し、賃金上昇率が高く、中長期での製造コストの競争力低下を懸念。	継続	・賃金上昇率の抑制、管理。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	許認可取得・更新手続きの煩雑・遅延	・許認可取得・更新手続き（会社ライセンス、ワークパーミット、レジデンスビザ等）が煩雑且つ取得までの時間が相当掛かる。有効期限も半年間と、更新頻度が高い。	継続	・申請窓口の統一。 ・申請書類・手続きの簡素化・迅速化。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標権変更・更新手続きの長期化	・商標の変更申請（社名変更など）と更新の手続きに時間がかかりすぎる（9年以上経過しているが終了していない例が認められる）。	変更	・変更申請と更新手続きの迅速化を希望。	
2	日機輸	商標権変更申請手続きの遅延	・商標の変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（7年以上経過しているが終了していない）。	継続	・変更申請手続きの迅速化を要望する。	・知的財産権法など
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	GOEIC認証要件の不整合	・輸入業者は新しいモデルを輸入する前に、エネルギー効率ラベルの要件を含むエジプト輸出入管理公団（GOEIC）の要件を満たすために必要な承認を得るために、検査のためにサンプルを提出している。エジプトに製品が到着し、港でGOEICの検査機関によりランダム検査のためサンプルが回収されることがあるが、その検査結果と輸入前の検査結果が異なることがある。	新規	・「エジプト標準化・品質管理機構」(EOS)に提出され、承認されたエネルギー・エネルギー効率ラベル・データをGOEICに受け入れて頂きたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のペナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	商業契約書への領事認証の高額・煩雑	・弊社エジプトの代理店との代理店契約書をはじめ、商業契約書一般に領事認証が要求されることが通常。1つの署名の認証だけで費用が約2,500ディルハム（US\$680）かかる（エジプト大使館での認証前に、UAE外務省での認証に約2000ディルハム、その後エジプト大使館での認	継続	・商業契約書一般に対して領事認証が必要とする運用要件の緩和。（認証制度それ自体は必要とはいえ、頻繁	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			証に約500ディルハム)。添付書類を追加した場合や改定を行った場合にはその添付書類ごと同様に2,500ディルハムがかかる。認証費用が高額過ぎることに加えて、エジプトと原紙をやり取りし、UAE外務省とエジプト大使館に原紙を持込んで認証を得るのにかなりの時間がかかり、商業活動に遅延が生じる。		に起こりうる書類、契約書にまで適用しないで頂きたい。)	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	印刷機械	ロシア・ウクライナ戦争および紅海問題による船舶のスエズ運河回避	・ロシア-ウクライナおよび、中東の情勢悪化に伴い、船舶による物流の紅海、スエズ運河回避のため、欧州向けの荷物が喜望峰周りとなり、航海期間が約1W延長。	継続		
2	JEITA	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・船便の遅延は、自社製品ならびに購入材料の納入遅延につながり、お客様、自社の製造ラインがストップする懸念がある。 引き続き紅海周辺でイエメンの武装組織フーシ派などによる船舶への攻撃のリスクがあり、欧州とアジアを結ぶ海上物流に大きな影響が出ている。 スエズ運河経由からアフリカ大陸の喜望峰回りへと迂回を強いられている。	変更	・船便航路の安全確保。 ・航路遅延の情報提供。	
3	日農工	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・中東紛争の為、スエズ運河路線から希望岬路線へ変更。燃料費の高騰と船足が長引く事態が発生しており、中東の安定化とスエズ路線復活を希望する。	変更	・スエズ運河路線希望。	
4	日機輸	スエズ運河通過船舶激減	・イエメン・フーシ派による商船攻撃により、特に2024年1月以降のスエズ運河通行船舶数が半減以下、エジプト政府の通行料収入も以前の7割減程度にまで激減した状況が継続。殆どの商船が喜望峰周りでの海上輸送となっており、リードタイム長期化、物流コスト上昇等、グローバルでの貿易取引への悪影響が継続している。	継続	・事態の早期鎮静化を望む。	
5	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
6	日機輸	高インフレ継続	・ウクライナ紛争、ガザ紛争に始まった中東情勢不安定化継続により、エジプト政府の財政運営は厳しい状況にあり、国際機関等からの金融支援実施の条件として、小麦・燃料補助金の段階的削減、燃料代・電気代値上げ等の実施により、26%レベルの高インフレは継続。政府が目標とする10%未満レベルへのインフレ鎮静化にはまだ時間がかかると思われる。	継続	・事態の早期鎮静化を望む。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入税免税手続きの周知不足	・通信事業ライセンス取得に際し、認められた資機材の輸入税免税措置に就き、税務当局の認識が不十分、且つ関係省庁間での情報共有がなされていない為、輸入の都度、個別対応が必要となっており、非効率。政府の税制に一貫性が無く、プロジェクト遂行に混乱を来すケースがある。 入札時の政府コミットメントが守られていない。	継続	・関係省庁間での情報共有と連携、手続きの簡素化。 ・首尾一貫した政策。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨規制下における外貨使用申請手続の不透明性	・厳しい外貨規制が敷かれているのは理解するが、公官庁入札において仮に落札に至ったとしても、機械購入に向けた外貨使用について、入札/購入に外貨の使用可否/割当/使用申請進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	継続	・外貨割当申請手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにして頂きたい。	
2	日機輸	外貨不足	・2024年7月に為替市場が自由化されたものの、市中銀行では外貨不足の状況は変わらず。	継続	・政府、中央銀行による市中への外貨供給。	
3	日機輸	外貨不足によるLC開設の長期化	・外貨が恒常的に不足している当地では、輸入に必要なLC開設（USD建）を行う際、開設期間が長期化、さらに要する期間が不明となっている。	継続	・LC開設までのスケジュールの開示。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	事務所登記申請の煩雑・非効率	・事務所登記に際して、例えば申請書類の準備の過程で時間と手間がかかるなど手続きが非効率。 更新手続きは電子申請が可能となったものの、依然として必要書類を他省庁、銀行から取り付ける必要あり。	継続	・手続きの簡素化。 ・窓口の一本化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	外資系企業への課税強化・不当な課税賦課	・政府の財源不足を要因に、税務当局が特に外資系企業に高額な追徴課税を課している。税務当局は、大きく追徴を吹っ掛けて、最終的にその何割かの額に減額して調停するというスタンスでいるため、追徴内容は法を拡大解釈したり係数を歪めて計算したりなどの不当な課税がほとんどである。特に、同国の税制度上の問題として、追徴課税に対する調停制度を利用するにあたり、追徴額の30%（但し輸入関税の場合は全額）を保証金として納付する規定があり、税務当局はまずこの保証金を集める目的で、高額な追徴を行うことが常態化している。当社においては2021年に同国内の事業会社が高額な追徴を受けて、一部減額で和解した。また2023年には当支店が、運営経費の10年以上の巨額な追徴課税を受け、現在調停制度を使って交渉中である。	継続	・このような状況では、日本企業を含む多くの外資系企業が同国への投資を引き上げることになりかねない。	・ Income Tax Act ・ Ghana Revenue Authority Act、等
2	日機輸	税制、行政の不透明な課税賦課	・徴税において、当局による課税所得の解釈の拡大や、誤った法解釈により、事業者・現地弁護士事務所の理解とは異なる高額課税を主張されている。 （2017年に開始した、ガーナ沖における原油生産活動（FPSO備船事業）に関して、2022年、従来前提としていた税制・過去のRulingの解釈を当局が突如覆し、過年度分の所得や支払について各種税金の納税漏れを指摘されているもの。） また、支店税について同一の事業会社・対象期間に対する更生通知が2通発出されており、同国の税徴制度の信頼性に疑問有。	継続	・ 正当な徴税、課税方針の画一。	・ Petroleum Income Tax Act, 1987 ・ Internal Revenue Act, 2000 as amended
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権出願の不透明・片手続不備	・ 1980年代～2000年代にかけて出願した商標の記録が残されていないことが判明した。	継続	・ 本来あるべき権利が消失しないための政府としての取組みをお願いしたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	IPP投資案件の不払い	・ IPP投資案件にて、オフテーカーである国営電力会社からの支払いが十分でない状態が続いていたが、ガーナ政府の介入もあり、正常化する目途が立ってきた。ただし、合意された内容が完全に履行されない不安は残り、事業の資金繰りに支障を来す可能性がある。	変更	・ 発電所の健全な運営の為には、合意内容に則ったタイムリーな支払い履行が必要故、引き続き日本政府のサポートをお願いしたい。	
2	日機輸	貿易産業省の自動車政策の未実行	・ 2019年に発表された貿易産業省の自動車政策（GADP：Ghana Automotive Development Policy）の実行を前提に、現地組立工場を建設・操業を開始するも、ガーナ政府は本事業前提の政策を実行していない。GADPの基本条件である完成車(CBU)輸入関税UPや中古車の禁輸なくして現地生産のメリットが出ないことは明らかで、自工会（AAAG）はじめ、各国大使、日系メーカー複数社からもあげて抗議中。加えて保税ヤードでのCBUリポート申請用コード（CPC）の設定についても実行されていない。	継続	・ 前提政策（GADP）の速やかな法制化と実行。	・ Ghana Automotive Development Policy

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	出荷にかかる各種証明書取得手続きの煩雑・コスト増	<p>・自動車(完成車)輸入において、Bordereau D'Identification Electronique De Tracabilite Des Cargaisons (BIETC : Electronic Cargo Tracking Note) の証明書および、適合性証明書 (CoC : Certificate of Compliance) が出荷時に必要。 →出荷における手続きおよび出荷費用増。</p> <p>注) BIETC : -5台迄は50\$ + 用紙代 150\$。5台以上は1台毎に50\$ 追加。 -船積み後14日以内に取得必須で、遅れるとシッパーに罰金。</p> <p>注) CoC : -CoCは当初21年7月通関から開始予定も政府発表により無期延長となり依然として開始されていない状況。 -開始する場合、時期の明確化は必須。 -出荷毎に出荷拠点ごとに検査会社を通じて検査実施が必要で、手数料、検査費用が発生。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き簡略化/費用削減。</li> <li>・時期の明確化。</li> </ul>	・ (COC) Arrêté No. 1080-20 MTCPMEI/MEF
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨規制下における外貨使用申請手続の不透明性	<p>・厳しい外貨規制が敷かれているのは理解するが、公官庁入札において仮に落札に至ったとしても、機械購入に向けた外貨使用について、入札/購入に外貨の使用可否/割当/使用申請進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨割当申請手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにして頂きたい。</li> </ul>	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザに関わる法制度の未整備	<p>・オンラインでのビザ申請システム (e-Visa) が機能していない。申請後72時間で発給されることになっているが、数週間何の連絡も来ない事が頻発。</p> <p>現地の入国管理局、在セネガルのガボン大使館に問い合わせても回答がなくビザが取得できず、空港での長時間待機、最悪の場合、入国出来ない時もある。</p> <p>(注) 当社はセネガル駐在員がガボンを管轄している。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを明確化して頂きたい。</li> </ul>	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	入国審査での賄賂要求	・ 出入国時、空港で複数回の賄賂要求が有り。荷物検査も複数回を経る必要が有り、その都度、執拗に金品提供を要求される。断れば最悪、長時間の待機を余儀なくされて飛行機の便に間に合わなくなると言ったりスクと隣り合わせ。	変更	・ 取り締まりを強化して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権登録訂正の庁手続の長期化	・商標の登録証訂正手続が長期間経過するも未発行である。また早期発行の手段がない。	継続	・登録の訂正の迅速な対応をお願いしたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	入国審査での賄賂要求	・ 出入国時、空港で複数回の賄賂要求が有り。荷物検査も複数回を経る必要が有り、その都度、執拗に金品提供を要求される。断れば最悪、長時間の待機を余儀なくされて飛行機の便に間に合わなくなると言ったりスクと隣り合わせ。	継続	・ 取り締まりを強化して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	税関のリストに無い物品への高額な関税賦課	・関税のベースとなる基準となる標準的な物品価格が税関側のリストに掲載が無いケースにおいて、公正な価格が設定されず、高額な関税が課される。これによって競争力のある物品の輸入販売が阻害された。	継続	・リストに無いものは、原産国の輸出申請や売買契約書を参照して欲しい。	
2	日機輸	製品の輸入に税関が課す商標登録要件	・規制の曖昧な実施。以前は客先が当社製品をケニアに輸入するために、ケニアの知的財産庁への商標登録の有無に基づき、ケニアの模倣品対策当局・税関に商標を記録する必要があると客先から知らされていた。これに関しては、弁護士からも確認を取った。その後、弁護士と連携し税関に商標登録に必要な申請書を提出したが、1年以上返事がなかった。この規制はもう実施されていないかもしれないが、税関手続きに商標登録は不要であり、混乱をなくすべきである。	新規	・確立された国際貿易慣行を採用し、曖昧な規制を実施しないよう検討頂きたい。	
3	日機輸	免税手続きの煩雑・遅延・不明確	・複数の関連省庁を跨ぐ輸入貨物の免税措置について、ODA案件に係る現地輸入貨物の免税措置が、実施機関から担当省庁への免税申請依頼、その後の担当省庁から財務省への免税申請依頼（財務省の免税承認）まで複数の関連省庁に回付することで免税許可書発行まで約半年要するのが実態。ほぼ必ず輸入港での遅延が起こっている現状。 輸入通関前の遅延により、長期間コンテナをターミナル内に滞留させる影響でデマレッジ、ターミナル使用料、コンテナ返却のディテンションチャージが発生し、数百万円の費用を課されたことがある。ケニアの免税手続きは喫緊の課題であり由々しき問題。	継続	・免税手続きプロセスの簡略化。 ・能率的な行政手続き。	・ VAT Act ・ Income Tax Act ・ 慣習の改善
4	日鉄連	船積み前検査	・2015年12月1日、輸入鋼材全般を対象とした船積み前検査の実施。	継続	・有効期限での措置の撤廃。 ・WTOルールにおける事前公表義務の厳格化。	
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
2	日機輸	新税導入による費用・労働力の負担増	・2022年に新政権が発足後、度重なる新税の導入や公共サービスの対価の大幅な値上げがなされ、運営費用および従業員の負担が増加。	継続		
6. 雇用						
1	日機輸	人材確保の困難	・人材紹介会社は数多く存在するものの、スクリーニングは機能しておらず、欲しい人材にリーチできない。	継続	・人材マッチングのニーズを解消する仕組み。	
12. 政府調達						
1	日機輸	締結済電力売電価格の一方的な見直し	・当社が参画するIPP事業において、ケニア電力電灯公社（KPLC）と締結済の電気販売価格について、ケニア政府（PPA Task Force：Presidency Office直轄）から一方的に価格見直しの要請が来ている状況。	継続	・締結済PPAにおいて合意済みのタリフの一方的な見直し要請の撤回について働きかけ頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日農工	通関手続きの遅延	・商業ベース/無償供与(ODA)に関わらず輸入通関に非常に時間を要している現状。アビジャン港に到着してから平均的に1.5ヶ月(長くて2.5ヶ月)で通関完了しており、On timeに商材を届けられない問題に直面。	新規	・輸入通関に時間を要しすぎている観点から、円滑な通関に向けたご支援を頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	税務体系の変更による追加課税への懸念	・税務体系の不明瞭な変更により、駐在員事務所に対する増税の懸念がある。2022年の行政通達により、駐在員事務所のカテゴリーが2つに分かれ、従来通り最低税率が適用されるカテゴリー1と通常法人税が適用されるカテゴリー2に分類された。同様のステータスにある商社間でも、対応税務署により判断が分かれ、一部商社に高額な追徴課税が課された。	継続	・日本企業の安定的な活動を維持するため、予見可能性の高い税務体系の整備が求められる。	・ DOCTRINE FISCALE 2022 <a href="https://www.dgi.gouv.ci/assets/documents/pdf/DOCTRINE_FISCALE_2022.pdf">https://www.dgi.gouv.ci/assets/documents/pdf/DOCTRINE_FISCALE_2022.pdf</a>
2	日商	外資に対する不条理な徴税強化	・コートジボワールに展開する外資系企業を狙い撃ちにした、不条理な更正通知発出、追徴課税要求がなされており、弊社含む日系商社拠点がその被害にあっている。特に弊社の場合は、当国税法に則った上で、追徴税額減額に向けた税務当局との法廷外交渉中の最中に、突如として銀行口座預金の差し押さえがなされ(1億円超が強制的に接收)、事務所運営に大きな支障が出た。更に、新たな税務調査が実施されており、こちらも(事務所規模を鑑みると)巨額な追徴課税支払いを要求されており、弊社事務所運営継続の観点で、最大のリスク要因となっている。	新規	・税務当局に対して、日本企業を狙い撃ちにした不条理な追徴課税要求を行わない様、働きかけて頂きたい。 ・また、弊社から税務当局に対して再三要求している事ではあるが、同国最新税法に則った適切な課税フォーマミュラの確認に向けて、税務当局とのコミュニケーションに於けるご支援を頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	投資関連法制の不明確さ	・代理店が2015年6月、アビジャン郊外に新拠点建設用地を取得も、建設許可が下りず。森林保護地区に定められた為に建設許可が滞ったとの説明だが、JETROアビジャン事務所を通じて建設省に関連政令・省令有無を問い合わせるも、明確な回答は得られず、同地への建設を断念。	継続	・外資投資を促している一方で、対応が不明確。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入通関の遅延	・建設機械パーツが到着後、輸入通関に時間が掛かる(3週間ほど)為、緊急性の高い修理に対応できず、ユーザの工事をストップさせてしまう。 中国メーカーの通関は2日程度で通関をパスするので不公平感も強い。	継続	・中国メーカーと同程度まで輸入通関迅速化を希望。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	入国審査での賄賂要求	・出入国時、空港で複数回の賄賂要求が有り。荷物検査も複数回を経る必要が有り、その都度、執拗に金品提供を要求される。断れば最悪、長時間の待機を余儀なくされて飛行機の便に間に合わなくなると言ったりスクと隣り合わせ。	継続	・取り締まりを強化して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	関税、手続費用の不明確さ	・特に特殊な品目について輸入関税や手続費用が明確になっておらず、過大請求されることがある。	継続	・輸入関税、手続費用を明確にし、公平性を確保頂きたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	滞在許可証発給の不明確	・在留許可書は3ヶ月毎に更新が必要との事だが、現実には許可証は仮証明しか発行されておらず、正式許可証の存在そのものが不明確。現実問題として、正式許可証を受領出来た当社駐在員は皆無。	継続	・正式滞在許可証の必要有無及び発給ルールの明確化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入通関の遅延	・建設機械パーツが到着後、輸入通関に時間が掛かる(3週間ほど)為、緊急性の高い修理に対応できず、ユーザの工事をストップさせてしまう。中国メーカーの通関は1日程度で通関をパスするので不公平感も強い。	継続	・中国メーカーと同程度まで輸入通関迅速化を希望。	
2	印刷機械	適合証明書取得の不明確	・アフリカ向けの輸出には国により適合証明書（COC：Certificate of Conformity）の証明がINTERTEK社、SGS社などを通し、必要となる。機械のテストレポートなど出荷直前に依頼を受け、準備する必要があり、受注時に要不要の判断を代理店に依頼するも信ぴょう性に欠ける。どういうケースで必ず必要になるのか判断基準が分からない。	継続		
3	日機輸	交通・港湾インフラの未整備	・輸送インフラ（港湾、道路、橋梁、重機材）が脆弱である事から重量物等の輸送が困難であり、輸送コストも高止まりする。	継続	・インフラ整備の推進。	
5. 税制						
1	日商	外資に対する不条理な徴税強化	・徴税強化を目指すタンザニア政府が外国企業をターゲットに更正でない徴税を強行する動きが見られる。ODA案件の免税手続きがなされないなど、長期間に渡って事業へ影響を及ぼすことからリスクと感じている。	新規	・税務当局に対して、日本企業を狙い撃ちにした不条理な追徴課税要求を行わない様、働きかけて頂きたい。 ・また、弊社から税務当局に対して再三要求している事ではあるが、同国最新税法に則った適切な課税フォーミュラの確認に向けて、税務当局とのコミュニケーションに於けるご支援を頂きたい。	
2	日機輸	税制、行政手続きの不明瞭・遅延	・税制、行政手続き上の不明瞭な点や担当官により対応が異なる等、現場での混乱が手続きの遅れや非効率を招いている。居住企業の定義や課税所得の解釈の拡大がみられ、高額課税を受けるケースがある。	継続	・ウェブサイトなどでの必要手続きの開示、課税に関する明確な方針説明。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ取得手続きの不明瞭・遅延	・ビジネスビザや就労許可申請の手續きに変更や不明瞭な点が多い。就労許可には大学以前の学歴（卒業・成績証明書）が新たに必要となるなど取得の難易度が高い。	継続	・必要書類や手續き、ビザ種類等についての最新かつ明瞭な情報共有と周知徹底。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	税関の水際対策の不十分	・現地当局による摘発が行なわれ一定の効果は見られるものの、市場では模倣品が堂々と売られ、また大量の模倣品を保管・取引する模倣品業者が後を絶たない。これら模倣品の大部分は国内生産ではなく国外から輸入されたものであると考えられる。	継続	・税関登録制度の設置等、税関が水際で模倣品を差止める制度の導入や、模倣品の輸入差し止めの強化をして頂きたい。	
2	日機輸	商標権登録訂正の不透明・庁手続不備	・商標の登録証訂正を行ったが長期間経過しても審理されなかった。また、訂正記録が残されていないことが判明した。	継続	・訂正が確実に実施されるための施策と記録を政府としての取組みを早急にご検討頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	官僚主義	・政府機関とのやり取りにおいて官僚主義の傾向が強く、協議プロセスや手続きの遅れにつながっている。	継続	・組織内における一定の判断・意思決定権の委譲。	
2	日機輸	政策・規制の急な改変	・政策運営・規制運用等の急な改変が多いことから予測不能なビジネス環境が新規事業・投資へのリスクを高めている。	継続	・ビジネス投資環境に影響を与える政策・規制の改変に先立つ十分な官民対話・関係者ヒアリング。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	自動部品	投資インセンティブの支払・適用遅れ	・進出時に政府と合意済みの建屋/設備投資に対する補助金支払、従業員社会保険料会社負担分の免除適用などに遅れ。	新規	・インセンティブの速やかな支払い・適用開始。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	恣意的な関税賦課	・輸入貨物を取引先がナイジェリアで通関する際、貨物が免税品であるにもかかわらず、本来、徴収されるべきでない関税を課税しようとしたりすることが日常茶飯事であり、各税関で税務署運営予算ではなく、関税徴収額の目標（予算）をもうけているという噂があり、各税関が目標金額を設定していること自体が問題であると認識している。2024年以降も状況は変わっていない。	継続	・税関組織運営の改善。	
2	日機輸	通関手続の煩雑・遅延、恣意的要求	・通関手続きに時間を要するため安定的な原材料・部品の供給が困難であり、多くの原材料・部品在庫を保管する必要がある。また、コンテナ借料が多額となり輸送コストを押し上げている。	継続	・各種問題、手続類につきOne Stop Shopで聞き入れ、適正な管理が適うようにして頂きたい。	
3	日機輸	通関手続の煩雑・遅延、恣意的要求	・自動車(完成車)輸入において、輸入者から関税を徴収するために、当局の判断で申告価格を上乗せすることを求められ、長引く協議のため車を担保に置かれ、販売できない等の問題が発生している。	継続	・通関業務の改善。	
4. 為替管理・金融						
1	日商	外貨規制	・当社は顧客から現地通貨で販売代金を受領しているが、現地通貨のUSD交換に相応の時間を要する。 時間の経過とともにドルの現地通貨安に陥り、甚大な損害となる。	継続	・USDの流動性の改善。 ・迅速なUSDの割り当て。	
2	日機輸	政策金利引上げ・為替下落による採算悪化、外貨不足	・2024年年初以来、地元通貨ナイラ(₦)の対USドル相場が下落の一途をたどり、中央銀行は、通貨防衛のため、政策金利を年初の18.75%から、断続的に引き上げ、12月9日には、27.5%となり、急激な金融引き締め策を講じる中、為替下落による輸入インフレに伴う燃油、物価の高騰の影響もあり、スタグフレーションの様相を呈している環境下、当地で機械等の輸入企業は、為替変動分を販売価格に転嫁すべく、大幅な値上げを余儀なくされており、景気停滞の環境下、採算悪化している。 外貨不足問題については、10月以降、外貨準備高が回復基調にあり、また、12月に入り、中銀による外為市場の透明化を図る措置がとられ、₦の相場は若干持ち直している。当地からのL/C開設では、中央銀行からの外貨割当をあてにせず、政府公認の外為市場での外貨調達を背景に、若干好転、また、当地現地法人からの本国への配当金送金についても、外為市場からの外貨調達もできており、徐々にバックログの解消が進んでいると思われる。	継続	・外貨事情の改善。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	入国審査での賄賂要求	・出入国時、空港で複数回の賄賂要求が有り。荷物検査も複数回を経る必要があり、その都度、執拗に金品提供を要求される。断れば最悪、長時間の待機を余儀なくされて飛行機の便に間に合わなくなると言ったりスクと隣り合わせ。	変更	・取り締まりを強化して頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	知的財産権保護の不十分	・現地適格規格SONCAPのライセンスを取得している商品保護の施行が不十分であり、流入商品やブランド商品の偽物の市場流通を招いている	継続	・政府には該当官庁の権限を強化し、流入商品と偽物の削減に努めて	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			る。		欲しい。	
2	日機輸	税関の水際対策の不十分	・現地当局による摘発が行なわれ一定の効果は見られるものの、市場では模倣品が堂々と売られ、また大量の模倣品を保管・取引する模倣品業者が後を絶たない。これら模倣品の大部分は国内生産ではなく国外から輸入されたものであると考えられる。	継続	・税関登録制度の設置等、税関が水際で模倣品を差止める制度の導入や、模倣品の輸入差し止めの強化をして頂きたい。	
3	日機輸	模倣品対策制度の未整備	・ナイジェリア標準化機構（SON）の検査を受けていない規格外の粗悪で低品質な製品が安価に流通しており、品質を確保した製品の流通を阻害している。日本製品の模倣品が上市されており、日本企業の収益を圧迫している。	継続	・規格運用、模造品管理の徹底。	
12. 政府調達						
1	日機輸	入札時の不透明・賄賂要求	・入札の際の透明性が欠けており、腐敗の温床になっている。官僚やエージェントの中には賄賂を前提とした契約を好む人たちもいる。	継続	・政府には案件入札の時に公正な方法を取り入れて欲しい。	
99. その他						
1	日機輸	治安の悪化	・国内北東地域での暴動、南方での石油泥棒、そして犯罪者や暴漢達による身代金目的の外国人誘拐と、ナイジェリア政府が日々奮闘している。	継続	・政府には個人の安全を第一に保証して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	継続	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国（二国間協議中のベナン含め）と、JCM締結を進めて頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	税関設備の脆弱	・税関の設備が脆弱で、通関に際して時間がかかる（特に輸出時）。	継続	・設備増強(X線コンテナスキャナー等)。	
5. 税制						
1	日機輸	税制・行政手続の不明瞭、遅延	・税制、行政手続上、不明瞭な点が多くかつ手続きに時間が掛かる。	継続	・情報公開の徹底。	
99. その他						
1	日機輸	基礎インフラの未整備	・国全体として電化率が低いことは勿論、首都において停電や断水が頻発している。電力、水の安定供給は産業育成の基礎であるとともに民生安定のためにも不可欠。	継続	・電気、水の安定供給。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資参入規制	・南アフリカに生産工場を構えるBELL社は、自国産業の保護を理由として、アーティキュレート・ダンプトラック（同社の主力商品）への輸入関税賦課を政府へ申請中。以前から同様の申請が行われ、その都度、国内顧客や主要OEMからの反対を受けて政府は却下してきたが、地場企業優位のルールが認められる懸念が常に存在している。	継続	・地場企業優位のルールを設定されないようにして頂きたい。	
2	日機輸	外資に対する高い国産化率	・南アフリカの鉱業憲章では、鉱山会社に対し、「鉱山機材の調達に係る総支出の最低70%は、南アフリカ製品とする」ことを求めている。この南アフリカ製品の基準は、鉱山機材のコストの内、輸入材料を除いた南アフリカ調達品コストが60%以上であることであり、南アフリカ企業を除き輸入製品に頼っている当社を含むOEM各社にとって実質的に不可能。OEM各社はOEMフォーラムを結成し、当局へ反対意見を表明する等制度の見直しを求めている。	継続	・地場企業優位のルールを設定されないようにして頂きたい。	・鉱山憲章(Mining Charter)
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・輸入品についてTV25%、AC15%、冷蔵庫25%と高率の関税が課されている（国内組立製品、EU製は一部免除）。更にExcise Duty 物品税も追加で負荷される。一方、洗濯機(1タブ仕様)、ビューティー商品などは無税。明確な基準と高関税是正のロードマップが不透明。	継続	・南ア消費者の生活向上と経済活性化のために、電器製品の関税率の見直しをし、公正な競争ができるレベルの関税率を設定して欲しい。	
2	日鉄連	輸入関税引き上げ	・2015年9月25日、HS7210.41、7210.49、7210.61、7210.70、7210.90、7212.30、7212.40、7225.99 freeから10%に調整関税引き上げ。 ・2015年12月4日、HS73.03、73.05、73.06 free及び10%から15%に調整関税引き上げ。 ・2015年12月18日、HS7213.91、7214.20、7227.90、7228.30、7228.60の調整関税がfreeから10%へ引き上げ。 ・2016年2月12日、半製品、厚板、冷延等に対する調整関税が、freeから10%に引き上げ。 ・2016年6月10日、一部熱延製品に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 ・2016年6月24日、棒鋼、線材等に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 ・2021年10月26日、継目無鋼管類（HS7304.19.90、7304.23.90、7304.29.90、7304.39.35）の調整。新たにHSコードを設置し、freeおよび10%から15%に引き上げ。 ・2023年9月29日、一部ステンレス鋼板の一般関税率を5%から10%に引き上げ。 ・2023年12月14日、一部の表面処理鋼板に対する一般関税を0%→10%へ引き上げ。	変更	・関税率の引き下げ。	・ DEPARTMENT OF ECONOMIC DEVELOPMENT NOTICE 1007 OF 2015
3	日鉄連	セーフガード措置	・2024年2月26日、南アフリカ国際貿易管理委員会(ITAC)がセーフガード調査を開始する旨、官報公示。	新規	・措置撤廃。	・ NOTICE 2333 OF 2024 by DEPARTMENT OF

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						TRADE, INDUSTRY AND COMPETITION
4	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
5	日商	FTA未締結による競争力の低さ	・南アフリカワインを日本へ輸入する際に関税がかかり価格競争力が出ない。	新規	・南アフリカ・日本間のFTAを考慮して欲しい。	
6	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
7	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
8	日機輸	鉄道・港湾インフラの未整備	・国営鉄道・港湾運営企業である南アフリカTransnetが自社の労働問題等からオペレーションに支障あり、外国企業の国内運送・輸出、延いては南アフリカ経済成長にも大きな問題を生じている。	新規	・サービスの安定供給。	
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	急激な為替変動	・為替変動幅が大きく、為替変動による為替差損のリスクが常にあり、長期的には現地通貨も安くなっている。投資した資金の利回りは低くなり、採算を確保するための課題が数多くある。	継続	・中央銀行による為替水準の管理。	
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
6. 雇用						
1	自動部品	高い賃金上昇率、人材育成不足	・現地従業員のManagerクラスから上の給与水準が比較的高い上に、能率やスキルレベルの平均も高くないため、高い間接費となっている。現場Workerは、算数等の基礎力が低くなく、病気休暇取得による休みも多い場合があり、生産性、能率も高いとは言えず、賃金も毎年上がり、結果的に直接人件費が毎年上昇している。	継続	・義務教育の拡充。 ・賃金上昇率の管理。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可証取得手続の遅延・不明瞭	・労働許可証取得手続に関し、時間が掛かること及び必要な手続が不明瞭。日系企業・日本大使館も南ア政府に働きかけをしているが抜本的な解決に至っていない。	継続	・手続の緩和、簡易化。	
2	日機輸	労働許可証更新の不可	・これまで駐在員が取得してきた労働許可証（ICT VISA/4年付与）が更新不可となり、4年以上の駐在が不可能となっている。南ア政府は従来からあるGeneral Work Visa、Critical Skills Visa（ただし取	変更	・従来通りICT-VISAの延長を検討頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			得には半年以上必要)に加え新たにTrusted Employer Scheme (TES) (投資額、現地スタッフの技能向上支援等を得点化するもので、100点中80点の取得が必要)を導入したが、Liaison Officeである当支店は必要とされる得点は不可能となっている。 ICT-VISAの更新を再開頂くかGeneral Work Visa申請手続きの簡素化を対応頂きたい。			
3	日機輸	雇用手続きの煩雑	・南アフリカの永住権を持たない外国人職員を雇用する場合、非常に手間のかかるプロセス(新聞に採用広告を出し、何人も面接する)を踏んだ上で、その外国人職員でないといけないことを証明ができた結果、雇用→ビザ申請に進むというプロセスが必要。	継続	・手続きの緩和、簡易化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	安全規格認証取得の困難・煩雑・遅延	・輸入通関には安全規格認証(LOA: Letter Of Authority)の提示義務はないが、流通・販売には、LOAと南アフリカ独立通信庁(ICASA: Independent Communications Authority of South Africa)の無線規制の取得が必須。 LOAを取得するために①CB Report、②EMC準拠、③Energy Efficient Reportの提出が必要。 また一部商品では南アフリカ専用プラグ仕様が求められる。 【支障となっている課題】 ①以前は3ヶ月であった認証取得期間が、現在は6か月以上を要し、商品切替サイクルが通常1年である当業界において、タイムリーな新製品導入ができない。 但し、認証取得期間は輸入者と南アフリカ認証(NRCS: National Regulator for Compulsory Specifications)との関係によって異なり、3か月以内にLOAが発行されたケースもある。 ②一方ローカル生産品に対しては1~2ヶ月程度で認可される。 ③当局によるLOA申請書類確認にすら時間が掛かっている。時に必要書類提出後、2~3ヶ月経って追加書類、訂正等を求められ、再提出後更に、認証取得待機で6か月掛かることもある。	継続	・当局NRCSにおける承認期間短縮化(ローカル生産品と同じ1~2ヶ月)、即時提出書類確認を要望する。 ・また②Energy Efficiency Reportのような新規制導入時には、同時にそれに対応できる人員を増員するなど、適切に対応して欲しい。	
2	日機輸	省エネ規制におけるIEC評価レポートの不受理	・2015年5月よりEnergy Efficiency規制発行。安全規格認証取得の際にEnergy Efficiency Report提出が義務化。 課題として、南アフリカ規格はIEC欧州規格に準拠/連動しており、規制上にも両規格ナンバー関連性/対比がなされているにも関わらず、認証評価者によりIEC規格ナンバーに基づくレポート提出を拒否される。	継続	・評価担当者による評価基準のばらつきを是正すると共に、規制で認可されているIEC評価レポートの受付を徹底して欲しい。	
3	日機輸	不合理なEMC規制	・EMC規制について、以下の問題がある。 -2017年4月24日に南アフリカ共和国標準局(SABS: South African Bureau of Standards)のwebページにて予告なく、かつ施行日・強制日が6月1日で要求された。 -適用までの猶予期間も適切に設定されないまま施行された。 -認証取得のためには当局が認定する試験所が発行する試験レポートが要求される。 -認定試験所が不十分なまま施行され、試験が実施できない、あるいは非常に長期間を必要とする。	継続	・規則の見直し、および施行の延期。 ・適切な移行期間の設定。 ・当局認定試験所外の第三者試験所発行のレポートの受け入れ。 ・EMC CoCの発行までの所要期間は、 -SABS認定試験所(SABS A-Lab)の試験報告書を使用して申請する場	・Modification of the South African Bureau of Standards Program on Issuance of Certificates of Compliance Related to Electromagnetic Compatibility for Manufacturers.

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>－発行されるCoCの有効期間は1年であり、毎年の更新が要求される。</p> <p>2022年11月2日、SABSはILAC認定試験所の利用受入れを通知するメディアリリースを発行した。CoC発行までの日数に差はあるもののILAC認定試験所発行のレポートも利用可能となった。</p>		<p>合は30日以内に発行が可能。</p> <p>－ILAC試験所の試験報告書を使用して申請する場合は手続き完了まで90日。</p> <p>－CoC有効期間の排除。</p>	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	環境車優遇対象の制限	<p>・2023年11月に発出されたElectric Vehicles White Paperにおいて、BEV（電気自動車）、FCEV（燃料電池車）等に対する生産、消費に対する優遇措置が施行予定（2026年以降）だが、環境車であるHEV（ハイブリッド車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）については対象外となっている。</p>	新規	<p>・HEV（ハイブリッド車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）においても、同様の生産、消費に対する優遇の対象となるよう制度変更を望む。</p>	
2	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	<p>・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。</p>	継続	<p>・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。</p> <p>アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。</p>	
3	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上の独自規制の前倒し	<p>・シンガポールやスイスなどのストックホルム条約批准国がCOPで廃絶勧告され、国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒して規制を行う場合が散見される。</p>	継続	<p>・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望頂きたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。</p>	・ストックホルム条約
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	自動部品	B-BBEE制度達成の困難	<p>・黒人経済力強化政策（B-BBEE：Broad-Based Black Economic Empowerment）制度は、外国企業にとって達成困難な項目がある。</p>	継続	<p>・B-BBEE制度のうち、外国企業に対する「所有権」要素の評価の見直し。</p>	・黒人経済力強化政策(B-BBEE：Broad-Based Black Economic Empowerment)
99. その他						
1	日機輸	不明確な電力計画・インフラの未整備	<p>・電力の安定供給は必要不可欠。製造業はさることながら、職員の基礎生活の環境としても電力供給が無いと、安定した生活をする事ができない。</p>	継続	<p>・電力の安定供給。</p>	
2	日機輸	水道インフラの未整備、供給不足	<p>・断水が断続的に発生し、駐在員は水の買い置き等不便な生活を強いられている。</p>	変更	<p>・日本政府として、ODAでインフラ整備支援を行うなど積極的な対応が必要。</p>	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					・円借款に精通したJICA職員の派遣を検討頂きたい。	
3	自動部品	治水対策の不足	・過去、大洪水による操業停止あり。	継続	・恒久的な治水対策の実施。	
4	自動部品	資材物価・賃料の上昇	・各種の資材は選択肢が少ないうえに、リードタイムが長く、価格の水準も高い。また、物資や賃料等のサービスは毎年値上がり（Inflation）するため、コスト負担の増加が顕著である。	継続	・金融政策の活用によるインフレ率のコントロール。	
5	自動部品	低成長続く南アフリカ経済	・南アフリカ経済は低成長（長期に渡る低いGDP）であるため、弊社の売上の伸びも期待薄である。	継続	・確実な経済成長。 ・投資に対する魅力ある優遇策 (Incentive)。 ・ポストAPDP(Automotive Production and Development Programme：自動車生産開発プログラム)に向けた検討。	
6	日機輸	治安問題	・強盗、カージャック、誘拐の被害が増加している印象。偽警察による犯罪も発生しており、駐在員は不安な生活を送っている。	変更		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	不明確な税制・行政手続	・円借款/無償案件での税金の免税（還付）について、税務当局が認識していない。また、VATの免税・還付の手続きについても同様で、円滑な運用になっていない。	継続	・制度・情報の周知徹底と円滑な運用。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ・就労許可取得手続の煩雑・遅延	・Work Permitを取得する手続きが複雑（例：高校、大学の卒業証明はいいが、それぞれの存在証明まで求められるもので、高校存在証明に関しては各自治体に照会してもその様な要求前例がなく戸惑われるケースがある）で時間を要する。	継続	・手続きの緩和、簡易化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	公的書類での使用言語要求	・公的機関への提出書類はすべからく、ポルトガル語での作成が求められる。	継続	・書類作成言語に英語を含めて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	FTAによる関税格差	・モロッコ政府はEUとの自由貿易協定（FTA）に調印しているため、EU製品が日本製品よりも関税面で優遇されており、日本は競争上不利な立場にある。	継続	・日モロッコ政府間のFTA交渉。	
2	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
3	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年9月25日、セーフガード調査開始。対象は線材・棒鋼であり、モロッコの輸入HSコードで線材：7213.91.90.00、棒鋼：7214.20.90.00、7214.99.91.00に含まれる。</li> <li>－2014年4月7日、最終決定：10万トンの割当数量を超えた輸入線材、6万トンの割当数量を超えた棒線に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。</li> <li>－2015年12月22日、措置延長：2016年121,000トン、2017年133,100、2018年146,410の割当数量を超えた輸入線材に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。</li> <li>－2016年72,600トン、2017年79,860、2018年87,846の割当数量を超えた輸入棒鋼に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。</li> <li>－2018年12月20日、線材及び棒鋼に対するセーフガード措置の継続を決定。</li> <li>－2021年12月15日、措置延長決定(第3回延長調査)。</li> </ul> 以下の輸入数量を超えたものに対してDH0.55/kgを課税。 線材：146,410トン（fixed） 棒鋼：123,938トン（2022/1/1-2022/12/31） 129,825トン（2023/1/1-2023/10/15） －2023年10月16日、期間満了により措置終了。(2023年11月30日WTO通報)	変更		
4	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年6月11日、モロッコ産業通商省が、輸入冷延鋼板、表面処理鋼板、合金鋼板類に対するセーフガード調査を開始する旨、官報告示。モロッコの輸入HSコード7209、7210(7210.11、7210.12、7210.90.21.00、7210.90.22.00、7210.90.23.00を除く)、7211(7211.13、7211.14、7211.19を除く)、7212(7212.10を除く)、7225、7226に含まれるもの。10月9日に暫定措置（25%のセーフガード税）。</li> <li>・2014年10月9日、モロッコ産業通商省が、25%の暫定セーフガード税を200日間賦課する決定。</li> <li>・2015年5月14日、モロッコ産業通商省が5月14日最終決定。</li> <li>・2018年12月20日、モロッコ産業通商省が冷延・合金及び表面処理鋼板類に対するセーフガード措置の措置延長決定。</li> <li>・2021年12月15日、モロッコ産業通商省が冷延・合金及び表面処理鋼板類に対するセーフガード措置の措置延長決定（第2回延長調査）。</li> </ul> 36000トンを超える対象鋼材に対し、 －2022/1/1-2022/12/31：13.75%	継続	・措置撤廃。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>－2023/1/1-2023/12/31：12.5%</p> <p>－2024/1/1-2024/12/31：11.25%</p>			
5	日鉄連	セーフガード措置	<p>・2019年5月24日、熱延鋼板類に対する調査開始。          提訴者：Maghreb Steel          対象HSコード：          7208、721113、721114、721119、722530、722540、7226200011、          7226200021、7226200030、7226200040、7226200051、7226200052、          7226200059、722691、7226999091、7226999099          －2019年9月27日、暫定措置内容(暫定税25%、200日間)を公示。後日措置発動官報が公示される見込み。          －2020年5月8日、最終決定クロ。3年間に渡り25%のセーフガード税(1年毎に1%減)が賦課されることとなっている。発展途上国は一部措置対象外。          －2023年1月24日、措置延長見直し調査を開始する旨、官報公示。          －2023年5月25日、3年間の措置延長が決定。23%のセーフガード税が適用され、1年ごとに1%ずつ減少する。</p>	変更	・措置撤廃。	
6	日鉄連	セーフガード措置	<p>・2019年10月7日、溶接鋼管に対する調査開始。          提訴者：INDUSTUBE、BATIFER、LONGOFER          対象HSコード：          7305.31.10.00、7305.31.99.00、7305.39.10.00、7305.39.99.00、          7306.19.10.90、7306.19.99.00、7306.30.10.99、7306.30.99.00、          7306.50.10.90、7306.50.99.00、7306.61.10.00、7306.61.90.00、          7306.69.10.00、7306.69.99.00、7306.90.10.90、7306.90.99.00。          なお、調査開始官報に暫定措置内容(暫定税25%、200日間)が記載。後日措置発動官報が公示される見込み。          －2019年12月12日、暫定セーフガード税を賦課する旨、官報公示。          －2020年11月19日、モロッコ当局より3年間のセーフガード税賦課が決定した旨、官報公示。セーフガード税は25%として1年ごとに1%ずつ減少する。          －2023年6月12日、措置延長調査を開始する旨、官報公示。          －2023年10月5日、3年間のセーフガード措置延長決定を官報公示。セーフガード税は22%として1年ごとに1%ずつ減少する。</p>	変更	・措置撤廃。	
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	厳格な為替管理制度	<p>・モロッコ政府は、外貨準備高の適正管理のために厳格な為替管理制度を適用しており、事業者にとっては外国為替取引が複雑なものとなっている。</p>	継続	・モロッコ政府は、投資促進のため、より柔軟な為替取引の制度を導入する必要がある。	
2	自動部品	為替管理制度の移行	<p>・モロッコ中銀は、2018年1月15日(月)に変動為替制度への段階的な移行に向けて、為替バンドを緩和した(公定相場中心の上下0.3%までの変動を許容していたが、これを上下2.5%までに拡大)。目的は、(a)モロッコの外貨準備高に対する圧力軽減 (b)経済競争力の保持 (c)外的要因によるショックが発生した場合の不均衡緩和 (d)国内金融市場の発展・国際経済への開放促進、である。</p>	継続	<p>・為替相場改革に伴う混乱を避けるため、モロッコ政府は強固で安定した経済基盤を確保する必要がある。          ・地方銀行は為替管理制度の完全な移行に備える必要がある。</p>	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	自動部品	融資規制	・モロッコの規制は、国際競争を妨げる地方金融および銀行システムを保護している。	継続	・モロッコ政府は、事業者が国際金融にアクセスできるように規制を改正する必要がある	
5. 税制						
1	自動部品	移転価格税制	・モロッコ税務当局は、税務監査においてOECD移転価格ガイドラインを適用しているが、税法上で正式に取り入れているわけではない。	継続	・モロッコ政府は、正式にOECD移転価格ガイドラインを遵守し、税法上に取り入れる必要がある。	・税法
2	自動部品	VAT還付申請の拒否・手続きの遅延	・モロッコの税法では、輸出促進のインセンティブとして、輸出企業に付加価値税（VAT税）を免除している。VATの支払後、3ヶ月以内に還付請求をすることによって還付されるとの規定があるが、税務当局によるVAT還付申請の拒否、還付手続きの遅延が発生している。	継続	・モロッコ税務当局は、税法を適用し、VAT還付の法定期間を厳守するべきである。	・税法
6. 雇用						
1	自動部品	外国人雇用規制	・モロッコ政府は外国人の雇用を制限しており、モロッコで日本人駐在員を雇用するためには、同様のスキルを持つモロッコ人が存在しないことを証明する必要がある。	継続	・投資促進のため、駐在員の雇用規制の緩和を要望する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

2025 年版  
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

---

2025 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合  
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail [tohshi@jmcti.or.jp](mailto:tohshi@jmcti.or.jp)

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

---

禁無断転載